

給水装置工事の指針

様式集

浜松市上下水道部

(あて先)浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地
(申込者)

氏名又は
名称及び代表者氏名

代理人選定(変更)届

次のとおり代理人を 選定 したので届け出ます。
変更

記

給水装置の設置場所		
新代理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 代表者氏名	
旧代理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 代表者氏名	

年 月 日

(あて先)浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

管理人選定(変更)届

次のとおり管理人を
選定
変更
したので届け出ます。

記

給水装置の設置場所		
建物等の名称		
新管理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 代表者氏名	
旧管理人	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び 代表者氏名	

給水装置工事申込書

申込者 (所有者)	〒 住所又は所在地
	フリガナ ----- 氏名又は 名称及び 代表者氏名 電話番号

浜松市水道事業給水条例を契約の内容とすることに合意し、次のとおり給水装置の工事を申し込みます。

給水装置の設置場所		区		町名コード	
指定給水装置 工事事業者	〒 住所又は所在地		氏名又は名称及び代表者氏名		
	電話番号		指定番号		
			主任技術者氏名		
工事種別		<input type="checkbox"/> 新設 件 <input type="checkbox"/> その他 件			
納入通 知書	送付区分	加入金 <input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 止め	手数料	<input type="checkbox"/> 郵送 <input type="checkbox"/> 止め	
	送付先	加入金 <input type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 指定業者	手数料	<input type="checkbox"/> 申込者 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> 指定業者	
工期		着手予定 年 月 日 ~ 完成予定 年 月 日			
貯水槽有無		<input type="checkbox"/> 有り（有効容量 m ³ 居住用 戸、居住用以外 戸）			
下水状況		<input type="checkbox"/> 供用開始区域内（ <input type="checkbox"/> 排水設備新設 <input type="checkbox"/> 下水接続済 <input type="checkbox"/> 下水接続不要） <input type="checkbox"/> 供用開始区域外			
添付書類		<input type="checkbox"/> 同意書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 代理人届 <input type="checkbox"/> 管理人届			
備考		<input type="checkbox"/> 共同住宅において小規模貯水槽から直結式に切り替えるため加入金免除			

※市記入欄

上下水道部 納付金	新設			増径		その他	
	口径mm	件数	加入金免除	口径mm	件数	口径mm	件数
			<input type="checkbox"/>	→			
			<input type="checkbox"/>	→			
			<input type="checkbox"/>	→			
			<input type="checkbox"/>	→			

受付	承認	課・室長	補佐	グループ長	係
担当		給水受付番号	下水コード		

(あて先)浜松市水道事業及び下水道事業管理者

給水装置の設置場所

申込者の氏名又は名称及び代表者氏名

同意書

上記の者の給水装置工事の施行について(家屋・土地・給水装置)を使用することに同意します。

・家屋所有者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(署名又は記名押印をしてください。)

・土地所有者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(署名又は記名押印をしてください。)

・給水装置所有者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(署名又は記名押印をしてください。)

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地
(申込者)

氏名又は名称及び代表者氏名

給水装置工事中止届

次のとおり給水装置の工事を中止したので届け出ます。

記

給水装置の設置場所	
工事の進捗状況	
中止年月日	
給水受付番号	

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地
（申込者）

氏名又は名称及び代表者氏名

指定給水装置工事事業者変更届

次のとおり給水装置の工事に係る指定給水装置工事事業者を変更するので届け出ます。

記

給水装置の設置場所		
新指定給水装置 工事事業者	住所又は所在地	電話番号
	氏名又は名称及び代 表者氏名	
	主任技術者氏名	
旧指定給水装置 工事事業者	氏名又は名称及び代 表者氏名	
変更年月日		
給水受付番号		

年 月 日

（あて先） 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地
 （指定給水装置工事事業者）氏名又は
 名称及び代表者氏名

指定番号

給 水 装 置 工 事 完 成 届

次のとおり給水装置の工事が完成したので届け出ます。

記

整理 番号	給水装置の設置場所	申込者	申込年月日			給水受付番号
			年	月	日	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
完成届提出件数						件

年 月 日

(あて先)浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

給水装置使用 中止 届
廃止

次のとおり給水装置の使用を 中止 するので届け出ます。
廃止

記

中止又は廃止年月日		
給水装置の設置場所		
給水装置の用途		
使用者又は所有者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	
納入通知書の送付先	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者氏名	

第15号様式（第25条関係）

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者
（新所有者）

住所又は所在地

（フリガナ）

氏名又は

名称及び

代表者氏名

電話番号

給水装置所有者変更届

次のとおり給水装置の所有者を変更したので届け出ます。

給水装置の設置場所	浜松市 区		
<input checked="" type="checkbox"/> をして下さい <input type="checkbox"/> メーターの口径 <input type="checkbox"/> 予定線の口径 <input type="checkbox"/> 私設代用管の口径	mm	基本コード （お客さま番号）	
旧所有者氏名			
変更年月日	年 月 日	変更の理由	<input type="checkbox"/> 〇で囲んでください 贈与・売買・相続 その他 ()
提出者（来庁者）の氏名			
電話番号			

【注意事項】

- 届出者は**新所有者名**でお願いします。
- 本届出書は浜松市水道事業給水条例に規定されている給水装置の管理責任及び届出義務（※）を果たす者を明確にするためのものであり、市が給水装置の所有権（財産権）を保障及び所有権登記するものではありません。
※条例第6条「代理人の届出」第7条「管理人の届出」第9条「給水装置の管理責任」第22条、第23条「各種届出」
- 本届出書に関する利害関係（所有権等）について、**利害関係者等から異議申し立てがあっても、市はその責任を一切負いません。当事者間で解決を図ってください。**
※届出内容に関する責任は届出者（新所有者）にあります。
- 水道使用者の変更が必要な場合は、上下水道受付センターへの届け出（電話連絡）が必要となります。

上下水道受付センター 0120-09-1132

【設置場所ごとの受付窓口】

- <中央区、浜名区（新都田一丁目～五丁目、都田町、滝沢町、鷲沢町）> お客さまサービス課
 <浜名区（旧浜北地区、細江町、引佐町、神宮寺町）> 北部上下水道課
 <浜名区（三ヶ日町）> 三ヶ日上下水道室 <天竜区（旧天竜地区）> 天竜上下水道課
 <天竜区（春野町）> 春野上下水道室 <天竜区（龍山町）> 龍山水道室
 <天竜区（佐久間町）> 佐久間上下水道室 <天竜区（水窪町）> 水窪上下水道室

年 月 日

（あて先）浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名

T E L

台帳閲覧申請書

このことについて、〈 〉から下記の（給水装置・排水設備・取付管ファイル）に係る調査依頼を受けましたので、閲覧者 〈 〉により台帳の閲覧を申請いたします。

なお、台帳の閲覧により、知りえた情報は厳重に管理し、使用調査以外の目的に使用しないことを誓約します。

閲覧箇所住所 浜松市 区

メーター番号 —

お客さま番号（使用者コード）

旧所有者（台帳上所有者）

台帳の写し （要・不要）

同意書

年 月 日

住所又は所在地

所有者（使用者） 氏名又は

名称及び代表者氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

T E L

私が所有（使用）する（給水装置・排水設備・取付管ファイル）に関する浜松市保有情報を上記の申請者が閲覧することに同意します

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地
(併用者) 氏名又は
名称及び代表者氏名

地下水等併用（変更）届出書

下記のとおり水道水と地下水等を併用するので、浜松市水道事業給水条例第22条第1項第3号の規定に基づき届け出ます。なお、別紙誓約事項を遵守します。

記

1 施設名称

2 施設所在地 浜松市 区

3 併用開始日 年 月 日

4 使用水 地下水 その他 () ※該当欄にレ点でチェック

5 計画（実施）1日使用水量 全水量 m³ 内市水量 m³

6 バックアップ使用の有無 有 無 ※該当欄にレ点でチェック

※バックアップ使用 水質悪化、枯渇、施設故障等により地下水等を使用できなくなる場合に水道水を代替使用することをいう。

7 施設管理者（担当者）

8 緊急時連絡先

<添付種類>

- ・給水装置及び地下水等の配管状況を明らかにする平面図及び立面図
- ・給水装置における水の滞留防止措置を明らかにする図面及び書類
- ・地下水等の処理施設を明らかにする図面及び書類
- ・バックアップ使用時の計画を明らかにする書類
- ・誓約書
- ・その他 ()

(第2号様式)

誓約書（井戸水と市水の併用）

年 月 日

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

設置場所

住所又は所在地

氏名又は

名称及び代表者氏名

上記の給水装置工事の申込みをするにあたり、私設の井戸水等も使用しますが井戸等配管と市水配管の接続は絶対にいたしません。また、将来改造工事等を計画施行するときは、浜松市指定給水装置工事事業者に依頼し施行する事を誓約いたします。

なお、市給水条例に違反した場合は給水の停止、給水装置の撤去等の処分を受けても異議を申し立てません。

誓約書（太陽熱温水器）

年 月 日

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

設置場所

住所又は所在地

氏名又は

名称及び代表者氏名

この度、太陽熱温水器を給水装置に接続し使用するにあたり、下記の条件を遵守いたしますので、本工事の許可をお願いします。なお、違反した場合は給水の停止等の処分を受けても異議を申し立てません。

記

- 1 太陽熱温水器を通った湯（水）は一切飲用しないこと。
- 2 太陽熱温水器を通った湯（水）は水道の直接の圧力の水と接続しないこと。
- 3 工事はすべて浜松市指定給水装置工事事業者に施工させること。
- 4 上下水道部の水質保障区分は、太陽熱温水器専用の給水バルブまでであること。
- 5 水圧、水量不足等により太陽熱温水器に水が供給されない、またはこれに起因する事故等については一切上下水道部に異議を申し立てません。

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

貯水槽・自家用給水設備確認報告書

報告者 住所又は所在地
(指定給水装置工事事業者)

氏名又は

名称及び代表者氏名

主任技術者名

給水装置申込場所

申込者(所有者)

下記のとおり、報告します。

(1) 更正工事の施工履歴のない場合

◎確認項目	確認結果(コメント記入)
①既設配管の材料確認	
②既設配管の耐圧試験	テスト圧(MPa)にて試験しました
③水質試験成績証明書	別紙・証明書のとおり
④特殊器具に近接して上流側に逆流措置があるか	

(2) 更正工事の施工履歴があり【ライニング使用塗料・工法及び施工状況が確認できる】

◎確認項目	確認結果(コメント記入)
①既設配管の材料確認	別紙・証明書、施工計画書、施工報告書のとおり
②既設配管の耐圧試験	テスト圧(MPa)にて試験しました
③浸出性能確認の水質試験成績証明書	別紙・証明書のとおり
④特殊器具に近接して上流側に逆流措置があるか	

(3) 更正工事の施工履歴があり【ライニング使用塗料・工法及び施工状況が確認できない】

◎確認項目	確認結果(コメント記入)
①既設配管の耐圧試験	テスト圧(MPa)にて試験しました。
②構造材質基準に基づく浸出性能試験	別紙・証明書のとおり
③特殊器具に近接して上流側に逆流措置があるか	

※確認項目の内容は、(貯水槽式・自家用)給水設備の給水装置への切替に関する確認事項に基づくもの。

(第5号様式)

誓約書（貯水槽・自家用給水設備の切替）

年 月 日

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

設置場所

住所又は所在地

氏名又は

名称及び代表者氏名

上記の（貯水槽・自家用）給水設備から切替えた給水装置を使用するにあたり、水の色、濁り、臭い、味その他の状態が水道法第4条に定める水質基準に適合しない場合には、既設の給水設備を、浜松市給水条例に基づく給水装置への取り替え工事を行います。または、貯水槽式として、配水管との直接給水をしないことを誓約します。

また、給水装置及び水質に関して、立入り検査することを承諾します。

なお、違反した時は給水の停止及び給水装置の撤去等の処分を受けても、上下水道部に対して異議を申し立てません。

(第6号様式)

誓約書 (私設メーター設置)

年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

設置場所

住所又は所在地

氏名又は

名称及び代表者氏名

私設メーターを設置するにあたり、下記の条件を遵守いたします。

記

- 1 メーターは、日本工業規格に規定する性能基準 (JISB8570-2) 合格品を設置します。
- 2 私設メーターの維持管理は、使用者又は所有者の責任にて行います。
- 3 市のメーターと私設メーターの水量差が生じても、一切意義申し立てはいたしません。
- 4 メーターボックスは、市指定以外のもの (蓋が青以外の色で市章がないもの) を使用します。

(第7号様式)

誓約書 (浄・活水器の設置)

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

年 月 日

設置場所

住所又は所在地

氏名又は

名称及び代表者氏名

浄・活水器を設置、使用するにあたり、下記の条件を遵守いたします。

記

- 1 上下水道部の水質保障区分は、浄・活水器の直近上流側までであること。
- 2 浄・活水器の維持管理責任及び浄・活水器下流側の水質管理責任は、給水装置所有者または使用者であること。
- 3 浄・活水器は、各製品の仕様に応じた定期点検を実施すること。
- 4 浄・活水器の取替え及び撤去等については、浜松市指定給水装置工事事業に依頼し施工すること。

(第1号様式)

年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

中高層直結直圧給水事前協議申請書

下記の建築物に直結給水したいので事前協議を申請します。なお、別紙誓約事項については守ります。

記

申請場所	区	
建物概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設
	給水装置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設改造 ()
<input type="checkbox"/> 確定	階 層	<input type="checkbox"/> 階建
<input type="checkbox"/> 未定	建物形態	<input type="checkbox"/> 集合住宅 () <input type="checkbox"/> 事務所ビル <input type="checkbox"/> その他 ()
メーター 設置位置	<input type="checkbox"/> 地中メーターボックス内 <input type="checkbox"/> 建物内	
分岐口径	配水管口径 φ mm × 取出し(予定)給水管口径 φ mm	
完成時期	年 月 日	
指定給水装置 工事事業者	会社名 電話番号	
添付書類	位置図・平面図・給水計画図・立体図・建物間取図・水道管網図 水理計算書・水圧測定・パイプシャフト内断面図 (建物内の場合)	
その他		

誓 約 事 項

- 1 直結給水による下記短所を承知のうえで申請を行っています。
 - 2 水道工事や突発的な事故等に伴う一時的な断水及び水圧低下の影響を受けやすいことについて十分認識し、万一支障が生じた場合においても、上下水道部に異議を申し立てしません。また、そのことを使用者等に周知します。
 - 3 給水装置は、日ごろより点検し善良な管理に努めます。
 - 4 当該建築物の用途変更等、「給水装置工事の指針」に規定する実施条件に変更が生じたときは、上下水道部と協議します。
 - 5 建築物の譲渡又は賃貸を行うときは、「給水装置工事の指針」に定めた事項について、譲渡人又は借受人に通知し、その承諾を得ます。
 - 6 建物内メーター
建物内にメーターを設置した場合には、「メーター装置の建物内設置に関する要綱第 3 条、第 4 条及び第 7 条」に規定する事項を遵守します。
 - 7 敷地内への立ち入り
検針時、検定期間満了水道メーターの取替え時及びその他必要な時に、上下水道部職員、上下水道部委託業者及びその他関係者が建物内へ出入りすることを、使用者等へ周知します。
- ※ 直結給水の短所
- 1 水を貯留できないので、配水管の断水時等には直ちに給水停止となる。そのため常に水を必要とする建築物には向かない。
 - 2 配水管の水圧変動の影響を受けることがあり、吐水量が安定しないことがある。
 - 3 配水管能力により、一時的な多量の水使用を制限される場合がある。

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

中高層直結加圧給水事前協議申請書

下記の建築物に直結加圧給水したいので事前協議を申請します。なお、別紙誓約事項については守ります。

記

申請場所	区	
建物概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設
	給水装置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設改造 ()
<input type="checkbox"/> 確定	階 層	<input type="checkbox"/> 階建
<input type="checkbox"/> 未定	建物形態	<input type="checkbox"/> 集合住宅 () <input type="checkbox"/> 事務所ビル <input type="checkbox"/> その他 ()
メーター 設置位置	<input type="checkbox"/> 地中メーターボックス内 <input type="checkbox"/> 建物内	
分岐口径	配水管口径 φ mm×取出し(予定)給水管口径 φ mm	
完成時期	年 月 日	
指定給水装置 工事事業者	会社名 電話番号	
添付書類	位置図・平面図・給水計画図・立体図・建物間取図・水道管網図 水理計算書・水圧測定・パイプシャフト内断面図 (建物内の場合)	
その他		

誓約事項

1 基本事項

- (1) 停電や故障によりブースターポンプが停止したとき、又はポンプ1次圧低下や配水管維持工事及び濁水時の制限給水によりブースターポンプが停止した場合は、直圧給水栓を使用しません。
- (2) 将来の水圧変動や使用量増加により出水不良が発生した場合は、設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。
- (3) ブースターポンプ故障等緊急時に備え、修繕連絡先等を明示し、使用者等へ周知します。
- (4) 貯水槽のような貯留機能がないため、配水管維持工事や濁水等による断減水時には、一時的に水の使用ができなくなることを承諾します。

2 定期点検

ブースターポンプや減圧式逆流防止器の機能を適正に保つため、1年以内ごとに1回定期点検を行うとともに、減圧式逆流防止器定期点検報告書を上下水道部に提出し、必要に応じて保守点検や修繕を速やかに行います。また、使用者ごとに設置する逆流防止装置等の器具についても、適正に保守します。

3 建物内メーター

建物内にメーターを設置した場合には、「メーター装置の建物内設置に関する要綱第3条、第4条及び第7条」に規定する事項を遵守します。

4 敷地内への立ち入り

検針時、検定期間満了水道メーターの取替え時及びその他必要な時に、上下水道部職員、上下水道部委託業者及びその他関係者が建物内へ出入りすることを、承諾するとともに使用者等へ周知します。

5 管理者等の変更の届け出

ブースターポンプの設置者・管理者または修繕委託業者を変更するときは、速やかに上下水道部に届け出ます。また、変更後の設置者または管理者に、この設備が条件付きのものであることを知らせます。

6 計画的な断水工事に伴うブースターポンプ操作について

水道工事等の計画的な断水工事におけるブースターポンプの操作については、当方の負担にて責任を持って実施します。また、ブースターポンプの操作に伴うトラブルについては当方が責任を持って対応します。

7 紛争の解決

上記各項の条件を使用者等に知らせ、直結加圧給水に起因する紛争等については、当事者間で解決します。

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

ブースターポンプ維持管理業者選任届

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

設置者 (所有者)

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおりブースターポンプの維持管理業者を選任 (変更) しましたので届け出ます。

記

設置場所		
建物名称		
管理者 ^{注1)}	住所	
	氏名	
	電話	
修繕委託業者	住所	
	氏名	
	電話	

注1) 管理者は、建物設備一般を管理する業者もしくは団体 (組合) 等を含みます。

注2) 本書と、「減圧式逆流防止器定期点検業者選任届」の内容が同一であれば、本書で両方の届けを兼ねることができます。

減圧式逆流防止器定期点検業者選任届

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

設置者 (所有者)

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

下記のとおり減圧式逆流防止器の定期点検業者を選任 (変更) しましたので届け出ます。

記

設置場所		
建物名称		
管理者 ^{注1)}	住所	
	氏名	
	電話	
修繕委託業者	住所	
	氏名	
	電話	

注1) 管理者は、建物設備一般を管理する業者もしくは団体 (組合) 等を含みます。

(第7号様式)

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

設置者 (所有者)

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

減圧式逆流防止器定期点検報告書

建物名称			
設置場所			
管理者	住所		
	氏名		
	電話		
点検委託業者	住所		
	氏名		
	電話		
メーカー名		型式・口径	
点検日		修繕の有無	

点検結果

点検項目	点検結果		判定	判定基準
	前回値	今回値		
減圧式逆流防止器	第1逆止弁の差圧	KPa	KPa	
	第2逆止弁の差圧	KPa	KPa	
	逃し弁の差圧	KPa	KPa	14KPa以上で排水し始めること
ストレーナー清掃	KPa	KPa		異常がないこと
備考				

(第1号様式)

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

申請者 氏名又は名称及び代表者氏名

開発行為に係わる協議申請書

都市計画法第32条の規定により、同意を受けたいので申請します。

記

設 置 位 置	
開発行為の目的	
開発行為の面積	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事施工者 (仲介人)	住 所 氏 名 電 話

(第1号様式)

年 月 日

(あて先)

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

水道直結式スプリンクラー設備事前協議申請書

下記の建築物に水道直結式スプリンクラー設備を設置したいので事前協議を申請します。

記

施工場所	区	
建物概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設
	給水装置	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設改造 ()
	階 層	<input type="checkbox"/> 階建
	建物形態	<input type="checkbox"/> 小規模社会福祉施設 (延床面積 m ²) <input type="checkbox"/> 住宅 (専用・共同・店舗併用・事務所併用)
計画消火水量 (瞬時最大流量)	<input type="checkbox"/> 小規模社会福祉施設 <input type="checkbox"/> 60 <small>リットル</small> /分 <input type="checkbox"/> 120 <small>リットル</small> /分 <input type="checkbox"/> 住宅用 <small>リットル</small> /分	
消火用設備	<input type="checkbox"/> 湿式 <input type="checkbox"/> 乾式	
分岐口径	配水管口径 φ mm × 分岐管口径 φ mm	
完成時期	年 月 日	
指定給水装置 工事事業者	会社名 電話番号	
添付書類	位置図・平面図・給水計画図・立体図・建物間取図・水道管網図 水理計算書・水圧測定・協議書 (所管消防署・消防整備士・メーカー)	
その他		

誓約書（水道直結式スプリンクラー設備）

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

年 月 日

設置場所 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

水道直結式スプリンクラーを設置、使用するにあたり、下記の条件を承諾し適正に管理いたします。

記

- 1 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を、見えやすいところに表示すること。
- 2 災害その他正当な理由（配水管事故、水道布設工事等）によって、一時的な断水や水圧低下等により、水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、上下水道部に責任がないこと。
- 3 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における誤作動及び火災時の前項の理由による非作動に係る責任は、上下水道部にはないこと。
- 4 水道直結式スプリンクラー設備の設置に起因して、逆流または漏水が発生し、上下水道部若しくはその他使用者等に損害を与えた場合は、責任を持って補償すること。
- 5 水道直結式スプリンクラー設備を介して連結している給水栓等から通水状態に異常があった場合は、上下水道部及び指定給水装置工事事業者に連絡するなど、責任もって措置すること。
- 6 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、前項までの条件が付されていることを借家人等に了知させること。
- 7 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、前項までの事項について譲渡人に了知させること。

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

建物内メーター設置協議申請書

メーター装置の建物内設置に関する要綱第4条第1項の規定により、下記の建築物の建物内へメーター装置を設置したいので事前協議を申請します。

施工場所	区	
建物概要	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存
	給水装置	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既設改造 <input type="checkbox"/>
	階 層	階建
	形 態	
完成時期		
指定給水装置 工事業者	会社名	電話番号
添付書類	建物案内図 ・ 建物平面図及び配置図 ・ 配管図 ・ 立面図 パイプシャフト内の断面図	
その他		

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

建物内立入等承諾書

下記建築物の給水装置工事申込みの際して、建物内メーター装置を設置しますが、それに伴い、検針業務、メーター取替え業務、検査業務等において、建物内へ上下水道部職員並びに上下水道部委託業者等が出入りすることを、承諾いたします。

また、建築物の譲渡又は賃貸を行うときは、譲渡人又は借受人に通知し、その承諾を得ます。

記

1 施工場所

2 施工指定給水装置工事事業者

年 月 日

（あて先）

浜松市水道事業及び下水道事業管理者

届出者 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

届出書

下記建築物の建物内へ出入りするため、オートロックの解除方法及び番号等を届け出ます。

建 築 場 所	区
施工指定給水装置工事 事業者	会社名 電話番号
解 除 方 法	
番 号	
そ の 他	

給水装置工事完成検査報告書(主任技術者)

(様式6)

設置場所			
申請者			
給水受付番号			
内容	検査項目	対象チェック	
配管	配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れている(施行令第6条1)に適合	<input type="checkbox"/>	
	配水管への取付口における給水管口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でない(施行令第6条2)に適合	<input type="checkbox"/>	
	配水管の水圧に影響を及ぼすポンプに連結されていない(施行令第6条3)に適合	<input type="checkbox"/>	
	水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること(施行令第6条4)に適合	<input type="checkbox"/>	
	必要な防護措置が施されている(凍結防止・腐食防止等)(施行令第6条5)に適合	<input type="checkbox"/>	
	クロスコネクションがされていない(施行令第6条6)に適合	<input type="checkbox"/>	
	適切な逆流防止措置が施されている(施行令第6条7)に適合	<input type="checkbox"/>	
	水圧試験の結果、漏水、抜けその他の異常がない(1.75MPaを1分間保持)	<input type="checkbox"/>	
	埋設深度が基準値以上である(道路及び宅内)	<input type="checkbox"/>	
	配管状況が設計書と整合している	<input type="checkbox"/>	
	適切な接合である	<input type="checkbox"/>	
	性能基準適合品が使用されている	<input type="checkbox"/>	
	器具	器具・ユニットは性能基準適合品が使用されている	<input type="checkbox"/>
適切な接合である		<input type="checkbox"/>	
基準どおりの吐水口空間が確保されている		<input type="checkbox"/>	
筐類が設置基準に適合している		<input type="checkbox"/>	
メーター	メーターの検針、取替え等に支障がない	<input type="checkbox"/>	
	メーター止水栓が正常に機能し、かつ、操作に支障がない	<input type="checkbox"/>	
	メーター筐の底板・砂留板が良好に設置されている	<input type="checkbox"/>	
	各戸メーターと各戸給水装置の関連が設計書と整合している	<input type="checkbox"/>	
	すべての給水栓等がメーターを経由している	<input type="checkbox"/>	
止水栓	止水栓が正常に機能し、かつ、操作に支障がない	<input type="checkbox"/>	
	止水栓が止水栓筐の中心にあり、かつ、傾きがない	<input type="checkbox"/>	
貯水槽	基準どおりの吐水口空間が確保されている	<input type="checkbox"/>	
	オーバーフロー管及び通気管の管端部に防虫網が設置されている	<input type="checkbox"/>	
	満・減水警報装置及び波立ち防止板の設置が適切である	<input type="checkbox"/>	
	貯水槽の有効容量が設計書と整合している	<input type="checkbox"/>	
	定水位弁及び減圧弁が正常に機能し、かつ、設置状況が適切である	<input type="checkbox"/>	
	チェック水栓が設置されている	<input type="checkbox"/>	
水質	遊離残留塩素が基準値以上である(0.1mg/l以上)	<input type="checkbox"/>	
	臭気、味、色及び濁りに異常がない(井戸切替の場合は、鉄・pH)	<input type="checkbox"/>	
その他			
上記のとおり確認し基準に適合していたことを報告します。		検査日 年 月 日	
指定工事事業者		主任技術者	
<ul style="list-style-type: none"> 対象チェック欄の記入方法は、該当する検査項目について主任技術者が確認をして□にレ点を記入すること 該当しない検査項目については、枠内を斜線すること 			

年 月 日

(あて先) 浜松市水道事業及び下水道事業管理者

住所 (所在地)
申請者
氏名 (名称)

届 出 書

下記の給水装置工事の施行について、他人の土地に給水装置を設置又は他人の給水装置を使用しなければ水道水の供給を受けることができず、民法第213条の2又は第213条の3に基づく通知を行ったため届け出ます。

給水装置の設置場所	浜松市 区		
該当事項 (レ点を入れる)	<input type="checkbox"/> 他人の土地に給水装置を設置 <input type="checkbox"/> 他人の給水装置を使用		
通知 先	土地の所有者	住所 氏名	通知日 年 月 日
	給水装置 の所有者	住所 氏名	通知日 年 月 日
指定給水装置工事事業者			
主任技術者氏名			

【届出（民法第213条の2及び第213条の3）の解説】

- 1 他人の土地に給水装置を設置又は他人の給水装置を使用しなければ水道水の供給を受けることができないときは、他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者の同意を得なくても給水装置の設置、又は給水装置を使用することができる権利です。（民法第213条の2第1項及び第213条の3）
- 2 上記を適用する場合の注意点
 - ・あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地等を現に使用している者に通知しなければなりません。（民法第213条の2第3項）
 - ・利害関係者に無断で給水装置工事を施行できることを意味するものではありません。
 - ・この権利を行使する場合は条文（裏面）をよくご確認の上、届出をお願いいたします。

民法<抜粋>

(継続的給付を受けるための設備の設置権等)

第二百十三條の二 土地の所有者は、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付（以下この項及び次条第一項において「継続的給付」という。）を受けることができないときは、継続的給付を受けるため必要な範囲内で、他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用することができる。

2 前項の場合には、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備（次項において「他の土地等」という。）のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

3 第一項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用する者は、あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による権利を有する者は、同項の規定により他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用するために当該他の土地又は当該他人が所有する設備がある土地を使用することができる。この場合においては、第二百九条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定を準用する。

5 第一項の規定により他の土地に設備を設置する者は、その土地の損害(前項において準用する第二百九条第四項に規定する損害を除く。)に対して償金を支払わなければならない。ただし、一年ごとにその償金を支払うことができる。

6 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その設備の使用を開始するために生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

7 第一項の規定により他人が所有する設備を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費用を負担しなければならない。

第二百十三條の三 分割によって他の土地に設備を設置しなければ継続的給付を受けることができない土地が生じたときは、その土地の所有者は、継続的給付を受けるため、他の分割者の所有地のみに設備を設置することができる。この場合においては、前条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。

浜松市給水条例施行規程<抜粋>

(同意書等の提出)

第4条 条例第11条第2項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 他人の家屋又は他人の所有地内に給水装置を設置しようとするとき。

当該家屋又は土地所有者の同意書

(2) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。

当該給水装置所有者の同意書

(3) 前2号の規定による同意書を提出できないとき。

給水装置工事申込者の誓約書

2 前項の規定にかかわらず、民法（明治29年法律第89号）第213条の2又は第213条の3の規定の適用がある場合においては、同項各号に定める書類の提出に代えて、同法第213条の2第3項の規定による通知をした旨を、管理者が別に定める書面により届け出なければならない。